徳島県告示第五百四十六号

定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指

令和五年十一月二十四日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

医療法人成悠会	合同会社ゆうき	医療法人はやし会	社会福祉法人寿美礼	r o 株式会社 q u a t t	ゆいまーる 特定非営利活動法人	名	指定障害
番地 小松島市中田町字狭間四七	三八 二一二号	同中昭和町二丁目九四	地四 地国 人 一〇二番	一八三番地板野郡松茂町中喜来字群恵	三七四番地	所 在 地	指定障害福祉サービス事業者
うけい おり おり かい	へルパー ステーショ	へルパー ステーショ	ション 富久ヘルパーステー	へルパーステーショ	へルパーステーショ	名称	指定障害福祉サ
番地小松島市中田町字狭間四七	三八 二一二号 西新浜町一丁目五番	同中昭和町二丁目九四	地四川内町富久一〇二番	五一 南矢三町一丁目三	二。信島市南蔵本町三丁目三五	所 在 地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所
重度訪問介護 二十九日 居宅介護 同	同行援護	同	同行援護	同行援 護 護	重度訪問介護	種類	サービスの
二日九日		十日八月	十三日 七月	三日日日	十一日	の受理日	廃止の届出
三十日九月	三十一日 八月	三十日	一 同 日 九月	三十日六月	三十一日 令和五年五月	年月日	廃 止

				同行援護		
社会福祉協議会	〇番地阿波市市場町興崎字北分六	ルプ事業所阿波市社協ホームへ	〇番地阿波市市場町興崎字北分六	行動援護軍度訪問介護	四日九月	一日 日 十月
株式会社ニチイ学館	四丁目六番地東京都千代田区神田駿河台	二軒屋ニチイケアセンター	一七六 一 豊田ビルート 徳島市南二軒屋町二丁目一	同行援護	十三日 十月	三十一日
医療法人松岡会	地。一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	ション 山城 ヘルパー ステー	日 南昭和町四丁目四	居宅介護	十六日	同
合資会社フクシス	同新蔵町三丁目八番地	フクシス	同新蔵町三丁目八番地	重度訪問介護	十九日	同
ー 北浜	地の二同蔵本町二丁目二三番	所・イングライスのである。	地の二 蔵本町二丁目二三番	重度訪問介護	三日日	月三十日十一